

令和7年度 公益信託家政学研究助成基金申請公募のご案内

公益信託家政学研究助成基金 運営委員会
運営委員長 片山 倫子

一般社団法人 日本家政学会は、家政学及びその境界領域に於ける優れた研究に対して助成することを目的として公益信託 家政学研究助成基金（英語名：Charitable Trust Fund For Home Economics Research）を設定しました。下記の応募内容に従ってご応募下さい。

〔目的〕 家政学およびその境界領域の若手研究者に対して研究助成を行い、家政学の発展に寄与し、世界に貢献できる人材の育成を目的とする。なお、「家政学」の定義に関しては、日本学術会議が平成25年に発出した「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野(2. 家政学の定義)」において、「家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。」とされている。詳細は次のリンクをご参照。

⇒ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h130515-1.pdf>

〔資格〕

- (1) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などの大学院課程に在籍する者、または大学およびその他の研究機関で研究を遂行している 45歳未満（令和7年4月1日現在）の教員および研究者で成績、業績ともに優秀であり優れた人格を有する者。
- (2) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などで研究活動を行っている 外国人で日本の大学の大学院課程に正規の学生として入学許可を取得した者、あるいはこれに準ずる留学生で成績、人格ともに優れた者。

※ 過年度に本研究助成を受けた者の場合は、上記(1)または(2)の資格を有し、かつ、過年度助成の研究成果報告書を提出してから5年を経過している者に限る。

〔研究助成期間〕原則として1ヶ年（令和7年4月1日～令和8年3月31日）とする。ただし、所定の延長申請書等を提出し、運営委員会において真にやむを得ない理由があるとして助成期間延長の必要性が認められた場合には、最長6ヶ月間まで延長することができる。

〔研究助成金額〕6名以内の者に1名当たり50万円を限度として助成する。

〔研究助成者の選考〕公益信託家政学研究助成基金運営委員会において、応募書類審査の結果をもとに選考する。

〔応募締切〕令和7年1月10日（金）必着

申請書の書式は三菱UFJ信託銀行HPに掲載

URL: https://www.tr.mufig.jp/shisan/kouekishintaku_list.html

〔申請方法〕その他詳細は下記にお問い合わせください

（事務局）〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部 公益信託課 家政学研究助成基金担当

TEL：0120-622372（フリーダイヤル） FAX：03-5328-0586

（受付時間 平日9：00～17：00 土・日・祝日等を除く）

E-mail：koueki_post@tr.mufig.jp（メール件名には基金名を必ずご記入下さい）